

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための
調査等業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定に関する調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (5) 類似業務とは、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定若しくは、自転車活用推進計画を策定する業務とする。

3 事業候補者の選考方法

本業務は、交通計画に関する広範かつ高度な知識と豊かな経験が求められるため、公募型プロポーザル方式を採用し、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定に関する調査事業候補者選考委員会」を設置し、委員長1名、委員4名、計5名により、企画提案書やヒアリング等の内容を審査し、最も適した提案を行った事業候補者を選考する。

4 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区ホームページに掲出し、公表した日（令和4年2月4日（金））とする。

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任若しくは業務担当者が、類似業務に関する専門知識及び技術士（総合管理部門）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）資格を有していること。
- (2) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）に元請として、類似業務の受託実績があること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

5 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に会社概要*を添えて、令和4年2月18日（金）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 参加の辞退

プロポーザルでは、業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

7 質問・回答

(1) 参加予定者の質問

参加予定者は、プロポーザルに関して質問を行うことができる。質問にあたっては、「新宿区自転車等に関する総合計画の策定のための調査等業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和4年2月18日（金）午後5時
- ・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3209-5595

(2) 質問に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和4年2月24日（木）までに電子メールにより行う。なお、電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

8 契約内容

(1) 契約期間

契約締結の翌日から令和5年3月15日まで

(2) 委託契約上限額

¥9,229,000-（税込）

(3) 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

9 契約予定日

令和4年4月初旬

10 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】第2-1号様式～第2-6⑤号様式を使用する。

- ・文字の大きさは11ポイント以上とする。
- ・各様式の枠の大きさは変更しないこと。
- ・図が必要な場合は、各様式につきA4サイズ1枚(片面)を限度として、追加資料とすることができる。

【体裁】・片面印刷、左側2か所ホチキス綴りとする。

- ・背表紙ならびにファイル等を付加したものは不可とする。

【部数】10部※

※選定の中立性を担保するため、10部のうち、8部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。(事業者名、所在地、電話番号など。記載のある資料を使用する場合は、マスキング処理すること。)残りの2部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する2部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「新宿区みどり土木部長」とすること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」(第2-7号様式)により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること(内訳の記載について様式は問わない)。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部数】1部※

※社名、所在地、代表取締役(又は代表者)、あて先を記載し、代表取締役印(又は代表者印)を押印すること。なお、あて先は新宿区みどり土木部長あてとすること。

③ 提出期限

令和4年3月4日(金)午後5時

なお、提出期限までに本募集要項10(1)に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

④ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。(郵送等は不可)

注)あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

⑤ 関連資料等

企画提案書の作成にあたっては、次の関連資料等を参照すること。この資料については、新宿区公式ホームページよりダウンロードできる。

- ・新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(平成30年2月)
- ・新宿区自転車ネットワーク計画(2019年3月)

(2) 企画提案書の内容

以下の内容について、第2-1号様式～第2-6号様式を使用し、作成すること。

作成にあたっては、別紙「仕様書(案)」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容(具体的な社名等)を記載しないこと。

項目		概要	様式
表紙		10部のうち、2部についてのみ表紙に会社名等を明記すること。	2-1
①	類似業務の受託実績	類似業務の技術者としての受託実績について、その経験等を本業務にどのように活かすのかわかるように、当該実績の概要を記載すること。	2-2
②	業務の実施方針	業務への実施体制、業務実施上の配慮事項(⑤「テーマに対する提案」で記載する内容を除く。)等を簡潔に記載すること。 ※業務の実施体制は、原則として変更できない。なお、受注時にやむを得ず変更する場合は、同等以上の技術者を配置すること。	2-3
③	基本要件の整理	現行の「自転車等の利用と駐輪対策等に関する総合計画」策定以降の社会情勢の変化や関連計画の改定等、計画の策定にあたって必要となる諸条件を整理すること。	2-4
④	策定スケジュール	打合せ協議、基礎的な調査、現行計画の評価、自転車活用推進計画の内容検討、自転車等駐輪対策協議会の運営、パブリック・コメントの実施支援等の業務を踏まえた上で、令和4年度中(令和5年3月)の計画策定に向けたスケジュール(案)の提案すること。	2-5
⑤	テーマに対する提案		
ア	現行の計画(平成30年度～令和4年度)の分析・検証	現行の「自転車等の利用と駐輪対策等に関する総合計画」の成果の検証及び課題の整理を行うにあたり、その手法や工夫について提案すること。	2-6 ①
イ	自転車の利用に関する実態調査等の実施について	新宿区における自転車の利用実態等を把握・分析するための考え方や具体的な手法や工夫について提案すること。	2-6 ②
ウ	自転車活用推進計画の策定について	新宿区の自転車活用を推進していくための考え方や具体的な方法について対案すること。	2-6 ③
エ	自転車等駐輪対策協議会の運営支援について	計画策定のための自転車等駐輪対策協議会を運営支援について、その手法や工夫について提案すること。	2-6 ④
オ	骨子案のための資料作成について	調査結果を踏まえ本区の特長や課題を検証し、自転車等の利用と駐輪対策等に関する総合計画の骨子案を作成するにあたり、手法や工夫について提案すること。	2-6 ⑤

11 企画提案の評価（選定）方法

（１）第１段階評価（第１次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の３者（企画提案書の提出者が３者に満たない場合は全者）を、第２段階評価を行う業者として選考する。ただし、評価点が満点の５０％に満たない場合は、第２段階評価を行う業者として選考しない。

なお、評価結果については、第１段階評価終了後、参加者に対して電子メールにより通知する。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

（２）第２段階評価（第２次選定）

第２段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大３名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第１段階評価終了後に第２段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】 令和４年３月２５日（金） ※時間は第１段階評価終了後に通知する。

【説明者】 業務委託従事予定者

（３）評価基準

①第１段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	類似業務の受託実績	類似実績の経験
2	業務の実施方針	技術者の配置、業務の円滑性
3	基本要件の整理	資料の的確性
4	策定スケジュール	策定が可能なスケジュールの提案
5	テーマに対する提案	適格性、実現性、説得力

②第２段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	プレゼンテーション能力	分かり易さ、簡潔さ
2	業務理解度	目的、条件、内容の理解度
3	取組姿勢	積極性など
4	その他	特筆すべき事項

（４）最適業者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の価格が委託契約上限額を下回る業者のうち、第１段階評価及び第２段階評価の合計評価点に、見積書の価格を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を最適業者として選定する。

12 スケジュール（予定）

- | | | | | | |
|-------------|--------|-------|----|----------|--------|
| （１）募集要項の配布 | 令和４年２月 | ４日（金） | から | ２月１８日（金） | 午後５時まで |
| （２）参加申請書の受付 | 令和４年２月 | ４日（金） | から | ２月１８日（金） | 午後５時まで |
| （３）質問書の受付 | 令和４年２月 | ４日（金） | から | ２月１８日（金） | 午後５時まで |

- (4) 企画提案書等の受付 令和4年2月21日(月)から3月4日(金)午後5時まで
- (5) 第1次選定結果の通知 令和4年3月11日(金)頃
- (6) 第2次選定 令和4年3月25日(金)
- (7) 第2次選定結果の通知 令和4年3月30日(水)頃
- (8) 委託契約手続き 令和4年4月初旬

13 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。
また、委託契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(2) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

14 各種書類の提出及び問合せ

(1) 提出先及び問合せ先

・プロポーザル事務局

新宿区みどり土木部交通対策課(新宿区役所本庁舎7階)

【所在地】〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

【TEL】03-5273-4265(直通)

【FAX】03-3209-5595

【E-mail】kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp

【担当】新井、内藤、三枝

(2) 対応時間

土・日曜・祝日を除いた、午前8時30分から午後5時までとする。